

令和３年５月１０日

まん延防止等重点措置の延長に伴う本市の対応について

川崎市新型コロナウイルス感染症対策本部長

令和３年５月７日、政府による神奈川県を実施区域とするまん延防止等重点措置の実施期間が５月３１日まで延長され、特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針についても同様に延長となりました。

これに伴い、本市においても、再び新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、まん延防止等重点措置に伴う本市行政運営方針の期間を５月３１日（月）まで延長することとします。

なお、政府および神奈川県により、延長期間の見直しが行われた際には、改めて本市としての対応を検討することとします。